【新型コロナウイルス】QLD 州、8月13日(金)以降、NSW州境地域の3地方行政区からの入州者に対し、NSW州が適用する外出規制規則が終了するまでの間、同様の規則を適用する旨発表

2021年8月13日 在ブリスベン総領事館

- ●8月13日(金)、クイーンズランド(QLD)州政府は、ニューサウスウェールズ(NSW)州境地域にある Walgett Shire、Bourke Shire、Brewarrina Shire の3地方行政区(LGA)が、NSW州の外出規制規則(stay at home rules)の適用対象地域となったことを受け、過去14日間、或いは、8月12日(木)午前0時1分以降に入州した者(いずれか遅い方)は、NSW州における外出規制規則の適用が終了するまで、同規則に従う必要がある旨発表しました。
- ●また、以下の11日付領事メール

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus11082021\_2.pdf

でお伝えした NSW 州境地域にある Ballina Shire、Byron Shire、City of Lismore、Richmond Valley の4LGA についても、上記3LGA と同様に、過去14日間、或いは、8月12日(木)午前0時1分以降に入州した者(いずれか遅い方)は、NSW 州における外出規制規則の適用が終了するまで、同規則に従う必要がある旨発表しました。

Oこの規制に関する詳細は以下の QLD 州政府 HP をご覧下さい。 https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/places-of-concern

〇入州に関する規制は以下の州政府 HP をご覧下さい。

https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland#nsw-border-zone

ONSW 州境地域7地方行政区から入州する場合の Q&A については、以下の州政府 HP をご覧下さい。

https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland#border-zone-restrictions

○感染接触注意喚起については日々更新されており、在留邦人の皆様の滞在され

ている地域においても、濃厚接触(close contacts)、偶発接触(casual contacts)、低リスク接触(low risk contacts)のいずれも対象場所・日時が大幅に増えていますので、以下の州政府による最新の感染接触注意喚起(英文のみ)を御覧ください。

https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話:07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html